

公共下水道への無断接続は違法です

【下水道工事事業者、潮来市にお住いの皆様へ】（お願いと注意）

潮来市内では、公共下水道への接続に際し、申請することが義務付けされていますが、市に申請がなく、無断で公共下水道に接続する工事を行っている例が見受けられ無断接続が原因で多大な被害が生じています。

無断接続すると、以下の被害が生じます。

1. 構造等を記した書類の審査や工事検査の合格がないままに下水道に接続されるため、構造等に問題があると下水の流れが悪くなり、下水のつまりの原因になります。
2. 市に下水道接続の登録がないため、下水道を使用している方からの本来頂くべき下水道使用料が徴収できず、市の財政に支障が生じます

無断接続を発見したら

潮来市上下水道課下水道グループまでご連絡ください。

TEL0299-63-1111 fax0299-63-1136

※参考

・公共下水道に接続工事をする事ができるのは、潮来市の排水設備指定工事店に限られています（潮来市下水道条例第7条）

・下水道工事を行おうとする者は、工事着手日の7日前までに、申請書に構造等を記した必要書類を添付のうえ提出し、市の承認を受けなければなりません。（潮来市下水道条例第5条）（潮来市下水道条例施行規則第4条）

・下水道工事後、工事施工者はその7日以内に市へ届け出て、構造等の検査を受けなければなりません。（潮来市下水道条例第6条1項）

・検査合格をもって所有者は下水道を使用することができるようになり、同時に市はその使用者に対して使用料を徴収します。（潮来市下水道条例7条・10条・12条）

・無断接続が発覚した場合は、使用者や施工業者に過去にさかのぼって使用料を徴収する場合があります。（潮来市下水道条例28条・29条）